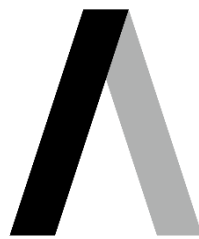


令和 8 年度
(2026年度)

教育行政方針

(要旨)



旭川市教育委員会

1 はじめに

旭川市教育行政方針を申し上げます。

教育委員会では、旭川市教育大綱の基本方針である「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」の実現を目指してまいります。

予測困難な社会にあっても、子どもたちが自らの可能性を信じ、幸せな人生を切り拓くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育む教育に取り組んでまいります。

また、誰もが心豊かに暮らせるよう、生涯を通じ主体的に学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

以下、令和8年度の重点的な取組について申し上げます。

2 学校教育

はじめに学校教育についてであります。

子どもたちが、ふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて、力強く未来へとはばたくことができるよう、「第2期旭川市学校教育基本計画」に基づき、3つの重点的な取組を進めてまいります。

(1) 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

重点的な取組の1つ目は、「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」であります。

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの



実現を図るため、1人1台端末を活用した実践事例の普及や教職員研修を充実し、更なる授業改善に取り組み、確かな学力を育成する教育を推進してまいります。

また、個人の可能性を最大限に伸ばすため、従来の画一的な教育から脱却し、新たな学びの場を創出してまいります。国の制度を先取りして、英語や理数、情報といった授業の充実に取り組む特例校として、「スーパー学校」の設置を検討してまいります。地域資源を最大限に生かし、英語によるコミュニケーション能力や探究力の育成を通じて、特色ある教育活動に先導的に取り組み、その成果を市内の学校に還元いたします。

豊かな心の育成に向けては、生命の尊重や多様な価値観を認め合う学びが必要となります。これまでの「生命（いのち）の安全教育」や関係機関・団体と連携した人権教育のほか、パラアスリートや専門家を講師に招き、体験活動も通じて、児童生徒の学びを深めてまいります。

確かな学力、豊かな心に加えて、健やかな体の育成も欠かせません。北海道教育委員会のエキスパート教員巡回指導事業を活用し、児童生徒の体力向上や多様な運動に親しむ機会の確保と指導の充実を図ってまいります。また、教職員研修の充実にも取り組んでまいります。

いじめ対策につきましては、学校での組織的な対処や支援の充実を図るため、これまでの不登校重大事態の調査結果を踏まえ、きめ細かな再発防止に取り組み、「旭川モデル」を着実に推進してまいります。

また、校内教育支援センターについては、いじめ対策官を兼務するスクールライフサポーターの配置を2校から5校に拡充し、様々な課題を抱える生徒のニーズに応じ、不登校への対応を充実してまいります。

また、誰一人取り残さない学びを保障するため「学びの多様化学校」い



わゆる不登校特例校の設置に向け、本市の特色を生かした教育課程の編成や学習環境を整備し、市立での小中9年一貫の義務教育学校の特認校として、準備を進めてまいります。

本市には、多様な教育資源があり、各学校が特色ある体験活動に有効活用できるよう、地域人材や施設のリストを作成し、ふるさと旭川のよさを生かした教育、更には児童生徒が夢を実現するためのキャリア教育を充実してまいります。

特別な支援が必要な児童生徒に対しては、補助指導員の配置により、医療的ケアを含めた支援体制の充実に取り組むとともに、専門員による助言や研修を通じて、教員の能力向上を図ってまいります。また、関係機関との連携を深め、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。

学校給食につきましては、令和8年度から東旭川学校給食センターの調理業務の委託を開始するほか、学校調理所の共同調理所化にも取り組み、安定的な給食提供体制の構築を進めてまいります。また、学校給食費につきましては、食料品価格の上昇が続いており、小学校については、国の支援と併せ無償とし、中学校については、令和7年度及び令和8年度値上げ分を支援し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

(2) 子どもたちの学びの環境を整える

重点的な取組の2つ目は、「子どもたちの学びの環境を整える」であります。

昨今は記録的な猛暑が続いており、小中学校でのエアコンの早期整備が喫緊の課題となっております。令和9年夏までの全73校の普通教室と職員室での使用開始に向けて、着実に整備を進めてまいります。



学校施設の校舎と体育館の耐震化につきましては、令和7年度で全てが完了するため、今後は、バスケットゴールの落下防止対策など、非構造部材の耐震化について、令和12年度までの整備完了を目指してまいります。

人口減少下にあっても、児童生徒がより良い教育環境で学ぶことができるよう、「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、保護者や地域住民の理解を得ながら、学校の統合や通学区域の見直しに取り組んでまいります。

物価高騰が続く中で、小中学校の就学に必要なスキーや制服、学用品については、「子ども未来リユースバンク」を創設し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。新年度は不要となった家庭から、これから必要とする家庭へ譲り渡す仕組みを作り、試行的に実施してまいります。

また、部活動等で全道・全国大会に出場する際、遠征費が大きな負担となっているため、派遣費への補助を増額し、児童生徒の体育文化活動への支援に取り組んでまいります。

(3) 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる

重点的な取組の3つ目は、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」であります。

中学校の部活動につきましては、国において、令和13年度までの地域展開の実現が示されております。引き続き、部活動指導員を活用して、教職員の負担を軽減するとともに、市長部局や学校、各種競技・文化芸術団体と連携し、受け皿となる地域クラブの確保に向けた取組を進めてまいります。



教育課題が複雑・多様化している中、教職員が健康で働きがいをもって児童生徒と向き合える時間が必要であります。引き続き、支援スタッフの配置や校務DXにより業務適正化を進め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校における働き方改革を進めてまいります。

また、教職員のキャリアステージに応じて、研修を計画的かつ効果的に受講できるよう、研修履歴の活用を奨励し、資質能力の伸長を図ってまいります。

併せて、教職員一人一人に教育公務員としての自覚と責任を促す指導を徹底し、市民から信頼される学校教育を推進してまいります。

3 社会教育

次に社会教育についてであります。

「主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす」、「地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む」を基本理念として、生涯を通じた学びの振興や個性豊かな文化の振興を目指して取り組んでまいります。

令和8年度におきましては、旭川市社会教育基本計画に基づき、5つの重点的な取組を進めてまいります。

(1) 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

重点的な取組の1つ目は、「市民一人一人の主体的な学びの機会の充実」であります。

ライフステージに対応した学習機会の提供、児童生徒向けの体験学習やイベントの充実に努めるとともに、デジタルデバイドの解消を目的に、I



C Tを活用した講座を公民館等で実施してまいります。

大雪山カムイミンタラ ジオパーク構想につきましては、講座やツアーの開催など地域の魅力を伝える活動を推進し、日本ジオパークの認定に向けて取り組んでまいります。

子どもの読書活動につきましては、「旭川市子ども読書活動推進計画」に基づき、それぞれの発達や特性に応じ、自ら読書に親しむ環境の整備を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育ナビゲーターを通じた保護者の学びや交流の場の創出に取り組み、その重要性の理解促進に努めてまいります。

(2) 市民の学びを支える環境の整備

重点的な取組の2つ目は、「市民の学びを支える環境の整備」であります。

市民文化会館の建替え整備につきましては、イメージ模型の活用などによりお寄せいただいた多様な御意見等を踏まえ、引き続き丁寧な議論を重ねながら、令和8年度の基本計画策定を目指し、取組を進めてまいります。

社会教育施設の照明につきましては、2027年末の蛍光灯製造中止を踏まえ、LED照明への切替えを進めるほか、昨今の記録的な猛暑を受け、公民館で利用率の高い貸室にエアコンを整備してまいります。

(3) 地域における学びの循環

重点的な取組の3つ目は、「地域における学びの循環」であります。

シニア大学におきましては、学生が社会の担い手として、地域に学習成



果を還元できるカリキュラムを編成してまいります。

地域学校協働活動につきましては、モデル地域の拡充と主体的な活動の促進を図るとともに、コミュニティ・スクールと一体的に推進することで、地域と学校の更なる連携・協働体制を構築してまいります。

(4) 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

重点的な取組の4つ目は、「市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実」であります。

青少年の文化芸術活動を支援するため、部活動等の全国大会遠征費用への補助を拡充してまいります。

未来会議2030での市民提案を受け創設する「(仮称)市民芸術マルシェ」につきましては、市内の文化芸術団体に対するヒアリング調査や屋外イベントの試行など、令和9年度の開催に向けた検討を進めてまいります。

(5) 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

重点的な取組の5つ目は、「郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成」であります。

旭川市が所有する文化財建造物につきましては、民間による保存・活用の可能性を検討するため、サウンディング型市場調査を実施してまいります。

アイヌ施策につきましては、「旭川市アイヌ施策推進地域計画」に基づき、アイヌ伝承舞台の一つであります神居古潭で、アイヌ団体に観光案内等の運営を委託するビジターセンターを設置してまいります。



博物館につきましては、リニューアルに向け、旭川の歴史・文化・自然に関わる展示内容の充実とともに、ジオパーク構想の要素を取り入れた検討を進めることで、地域の理解や郷土愛の醸成に資する施設を目指してまいります。

4 むすび

以上、教育行政の重点的な取組について申し上げました。

学校教育及び社会教育の推進に当たっては、本市の豊かな自然や特色ある産業、優れた文化・芸術など、独自の教育資源を十分に生かしてまいります。

教育はまちづくりの基盤であり、子どもはまちの宝であります。子どもたちの笑顔輝く未来のため、市長部局や地域社会との連携のもと、本市の教育の発展に向け全力で取り組んでまいります。

市民並びに議員の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、教育行政方針といたします。

